

# 倉敷ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、倉敷ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、その事務所を倉敷市笹沖180番地に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において子育ての援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)と子育ての援助を行いたい者(以下「提供会員」という。)を組織化し、会員同士の子育てに関する相互援助活動（以下「相互援助活動」という。）を支援することにより、仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第4条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 会員の相互援助活動の調整
- (3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) アドバイザーとサブ・リーダーが情報交換を行う連絡調整会議の開催
- (6) 関係機関との連絡調整
- (7) 定期的な広報紙の発行等の広報業務
- (8) その他センターの目的の達成に必要な業務

(代表者)

第5条 センターに所長を置く。

(構成)

第6条 センターは次の者で構成する。

- (1) 所長
- (2) アドバイザー
- (3) 会員

(アドバイザー等)

第7条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集及び登録
- (3) 会員の統括
- (4) サブ・リーダーの育成指導
- (5) 会員の相互援助活動の調整
- (6) 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
- (7) 会員間のトラブルへの助言
- (8) サブ・リーダーとの情報交換を行う連絡調整会議の開催
- (9) 関係機関との連絡調整
- (10) 広報紙等の発行
- (11) センターの経理事務等の業務運営

3 アドバイザーは、援助活動の円滑な運営を図るため、一定の地域を単位とする会員の代表としてサブ・リーダーを選任することができる。

4 サブ・リーダーは、アドバイザーと協力して相互援助活動を推進するものとする。

(会員)

第8条 会員は、センターの趣旨を理解し、次の各号の要件を満たす依頼会員又は提供会員であって、センターの承認を得た者とする。

- (1) 倉敷市内居住者（依頼会員にあっては、倉敷市内に勤務する者を含む。）
- (2) 心身ともに健康で積極的に活動できる者
- (3) 相互援助活動に関し、理解と熱意を有する者

(入会)

第9条 会員として入会しようとする者は、入会申込書(様式第1号)をセンターに提出し、センターの実施する相互援助活動に関する講習会を受講しなければならない。

2 センターは、前項の講習会を受講した入会希望者で、前条に該当する者を会員として登録し、倉敷ファミリー・サポート・センター会員証(以下「会員証」という。)(様式第2号)を交付する。

(会員の義務)

第10条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。
- (2) センター組織を政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと。

(3) 物品の斡旋、販売等をしないこと。

(4) その他、センターの目的に反する行為を行わないこと。

2 会員は、相互援助活動中に事故が生じた場合は、速やかにセンターへ連絡しなければならない。しかし、解決は当該相互援助活動の当事者である会員相互間においてするものとする。

3 会員は、相互援助活動により知り得た他の会員のプライバシーを侵害し、又は秘密を漏らしてはならない。退会後も同様とする。

(損害の賠償)

第11条 会員が、故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

(保険)

第12条 会員は、活動中の損害の賠償等に備えるため、財団法人女性労働協会を保険契約者とするファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。ただし、保険料は、センターが負担する。

(退会)

第13条 会員は、退会しようとするときは、退会届(様式第3号)をセンターに提出しなければならない。

2 会員は、退会するときは、第9条第2項に規定する会員証をセンターに返還しなければならない。

(登録の抹消)

第14条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき

(3) 相互援助活動に関し不正な行為をしたとき

(4) 相互援助活動に著しく支障をきたすと認められるとき

(5) この会則に違反したとき

2 センターは、登録を抹消した会員に対し、その理由を明示し、速やかに通知しなければならない。

(援助対象児)

第15条 相互援助活動の対象児(以下「子ども」という。)は、依頼会員の親族であって、0歳から小学6年生までの者とする。

(相互援助活動の内容)

第16条 会員が行う相互援助活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設の保育終了後、子どもを預かること。
- (3) 保育施設まで子どもを送迎すること。
- (4) 放課後児童クラブ終了後、子どもを預かること。
- (5) 学校の放課後、子どもを預かること。
- (6) 子どもが軽度の病気の時等、臨時的に子どもを預かること。
- (7) 冠婚葬祭又は他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
- (8) 買い物等の外出の際、子どもを預かること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、依頼会員の子育てに関して必要な援助

2 子どもを預かる場合は、原則として会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定すること。

3 相互援助活動は、原則として宿泊は行わないこととする。

(相互援助活動の時間)

第17条 提供会員が相互援助活動を行う時間(以下「援助時間」という。)は、原則として月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時までの間の必要な時間とする。ただし、センターにおいて特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 援助時間は、原則として1時間以上とし、1時間を超える場合は30分を単位とする。

3 援助時間は、次の各号に掲げる時間をいう。

- (1) 提供会員が自宅を出て、相互援助活動を行い、自宅に戻るまで(ただし、合理的な経路に限る。)
- (2) 提供会員が送迎無しで子どもを自宅で預かる場合は、預かったときから依頼会員が子どもを迎えに来たときまで

(相互援助活動の実施方法)

第18条 援助を必要とする依頼会員は、所長又はアドバイザーに対して、援助依頼の申込みをするものとする。

2 依頼会員から援助の申込みを受けた所長又はアドバイザーは、援助の内容、日時等の詳細を確認の上、申込み内容にふさわしいと認められる提供会員を抽出し、当該依頼会員との事前打合せを行う。

3 依頼会員は、前項の依頼内容以外の援助を求めてはならない。

- 4 提供会員は、活動終了後、活動報告書（様式第4号）に援助の実施内容を記入し、依頼会員の確認印を受けなければならない。
- 5 提供会員は、前項の活動報告書を翌月の5日までにセンターに提出しなければならない。
- 6 75歳以上の提供会員が、車輛を運転して送迎援助活動を行う場合は、免許更新後速やかに運転免許証をセンターへ提示しなければならない。

（報酬）

第19条 依頼会員は、提供会員に対し1回の相互援助活動が終了するごとに、別表に定める基準に従って報酬を支払うものとする。

（連絡調整会議）

第20条 所長は、必要に応じて連絡調整会議を開催するものとする。

- 2 連絡調整会議は、所長、アドバイザー及びサブ・リーダーをもって構成し、地域グループの活動状況の報告、情報交換等を行う。

（交流会）

第21条 所長は、交流会を開催するものとする。

- 2 交流会は、所長、アドバイザー、サブ・リーダー及び会員をもって構成し、会員相互の交流を図り、情報交換等を行う。

別表(第19条関係)

|                  |                       |   |
|------------------|-----------------------|---|
| 一<br>般<br>保<br>育 | 昼 間<br>( 月 ~ 金 曜 )    | 1 時 間 当 たり 7 0 0 円<br>7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 |
|                  | 早 朝 ・ 夜 間             | 1 時 間 当 たり 9 0 0 円                        |
|                  | 土 ・ 日 ・ 祝 日 ・ 年 末 年 始 | 1 時 間 当 たり 9 0 0 円                        |
|                  | 軽 度 の 病 児 保 育         | 1 時 間 当 たり 9 0 0 円                        |

- 1 最初の1時間は、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 2 1時間経過後は、30分までは上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とみなす。
- 3 複数の子どもを同時に預ける場合は、2人目からの報酬を半額とする。
- 4 取消料については、次のとおり援助を依頼した者が支払うこととする。
  - 前日までの取り消し . . . 無料
  - 当日取り消し . . . 別表により算定された報酬の半額

●無断取り消し . . . . 全額

5 交通費（ガソリン代・公共交通機関運賃等）・食事（ミルク）代・おやつ代・おむつ代等  
については、依頼会員が実費を支払う。

また、依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員自身が用意する。

附 則

この会則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年3月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年2月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年9月1日から施行する。